

議員提出議案第2号

池田市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第1項及び池田市議会会議規則（平成9年池田市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月27日

提出者	池田市議会議員	下	窄	明
賛成者	同	上	安	黒 善 雄
	同	上	小	林 義 典
	同	上	多	田 隆 一
	同	上	園	部 佳 子
	同	上	山	元 建

池田市議会議長

中 田 正 紀 様



理 由

地方自治法及び本規則に基づき議会等に対して行われる通知及び議会等が行う通知についてオンライン化を可能とするとともに、その他文言の整理を行うため、本規則の一部を改正するものである。

池田市議会規則第 号

池田市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

池田市議会会議規則（平成9年池田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条～第13条」を「第1条―第13条」に、「第14条～第19条」を「第14条―第19条」に、「第20条～第23条」を「第20条―第23条」に、「第24条～第33条」を「第24条―第33条」に、「第34条～第47条」を「第34条―第47条」に、「第48条～第49条」を「第48条・第49条」に、「第50条～第64条」を「第50条―第64条」に、「第65条～第75条」を「第65条―第75条」に、「公聴会、参考人（第76条～第82条）」を「公聴会及び参考人（第76条―第82条）」に、「第83条～第87条」を「第83条―第87条」に、「第88条～第92条」を「第88条―第92条」に、「第93条～第108条」を「第93条―第108条」に、「第111条～第119条」を「第111条―第119条」に、「第120条～第126条」を「第120条―第126条」に、「第127条～第133条」を「第127条―第133条」に、「第134条～第138条」を「第134条―第138条」に、「第139条～第145条」を「第139条―第145条」に、「第146条～第152条」を「第146条―第152条」に、「第155条」を「第154条の2―第155条」に改める。

第3条第3項中「ときは、」の次に「討論を用いなくて」を加え、「はかり」を「諮って」に改める。

第9条第1項ただし書を削り、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時

間を変更することができる。ただし、出席議員 2 人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決定する。

- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第 14 条第 1 項及び第 2 項中「そなえ」を「備え」に改める。

第 15 条中「法令に定めがある場合のほか、」を削り、「同一会期中」を「同一会期中は、」に改める。

第 17 条中「そなえ」を「備え」に改める。

第 18 条本文中「決める」を「決定する」に改め、同条ただし書中「はかつて決める」を「諮って決定する」に改める。

第 19 条第 1 項中「承認」を「許可」に、「要する」を「得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 19 条第 2 項及び第 3 項中「承認」を「許可」に改める。

第 20 条の見出しを「（議事日程の作成及び配布）」に改め、同条ただし書中「急施を要する場合」を「やむを得ないとき」に改める。

第 21 条の見出しを「（議事日程の順序変更又は追加）」に改め、同条中「はかり」を「諮って」に改める。

第 23 条の見出しを「（議事日程の終了及び延会）」に改め、同条第 2 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 26 条中「（選挙の宣告）」を削る。

第 28 条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第 29 条中「その宣告があった後は、投票することができない。」を削り、

同条に次の1項を加える。

2 前項の宣告があった後は、投票することができない。

第30条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第32条及び第35条ただし書中「はかって決める」を「諮って決定する」に改める。

第37条第1項中「(請願の委員会付託)」を削り、「聞き」を「聴き」に改め、同条第3項中「はかって」を「諮って」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条の見出しを「(委員長及び少数意見の報告)」に改め、同条第1項中「ついで」を「次いで」に改め、同条第2項中「決める」を「決定する」に改める。

第44条第2項中「終わることができない」を「終わらなかった」に改め、同条第3項中「審査」を「審査又は調査」に改め、「(付託事件を議題とする時期)」を削る。

第45条中「ときは」を「と認めるときは」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

第56条第2項及び第59条第4項中「はかって決める」を「諮って決定する」に改める。

第63条中「(質問の回数)」を「及び第59条」に改める。

第64条中「質問」を「質疑及び質問」に、「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第65条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第68条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第69条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「決める」を「決定する」に改める。

第72条中「第26条（議場の出入口閉鎖）、第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第28条（投票）、第29条（投票箱の閉鎖）」を「第26条から第29条まで」に、「第30条（開票及び投票の効力）」を「第30条第1項から第3項まで」に、「第31条（選挙結果の報告）第1項」を「第31条第1項」に改め、「（選挙に関する疑義）」及び「（選挙関係書類の保存）」を削る。

第74条第1項中「はかる」を「諮る」に改め、同条第2項中「異議がない」を「議長は、問題について異議がない」に改め、「、議長は」を削り、同項ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第75条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかって決める」を「諮って決定する」に改め、同条第3項中「とる」を「採る」に改める。

第1章第9節の節名を次のように改める。

第9節 公聴会及び参考人

第82条第2項中「（公述人の発言）」及び「（代理人又は文書による意見の陳述）」を削る。

第83条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同条第2項中「録音機によって録音する」を「録音その他の議長が適当と認める方法によって記録する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（会議録の配布）

第83条の2 会議録は、議員及び関係者に配布する。

第84条中「会議録には」を「前条の会議録には」に、「議事又は」を「議

事並びに」に改め、「（発言の取消し又は訂正）」を削る。

第86条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第94条ただし書中「はかって決める」を「諮って決定する」に改める。

第97条本文中「決める」を「決定する」に改め、同条ただし書中「はかって決める」を「諮って決定する」に改める。

第98条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第114条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に、「決める」を「決定する」に改める。

第117条第4項中「はかって決める」を「諮って決定する」に改める。

第120条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第123条中「委員長が」を「委員長は、」に、「とろう」を「採ろう」に改める。

第125条第1項中「はかる」を「諮る」に改め、同条第2項本文中「異議が」を「前項の場合において、異議が」に改め、同項ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第126条第1項中「定める。」の次に「この場合において、」を加え、「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかって決める」を「諮って決定する」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改める。

第127条第1項中「用い」を「用いて」に改め、「記名押印を」の次に「して、議長に提出」を加え、同条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改

め、「記名押印を」の次に「して、議長に提出」を加え、同条に次の2項を加える。

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第128条第3項中「ほか何人」を「請願者氏名ほか何人」に、「内容同一」を「同一内容」に、「ほか何件」を「請願者氏名ほか何件」に改める。

第129条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第129条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第130条に次の1項を加える。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

第131条中「意見を付け、」を削り、同条に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第133条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第134条第2項中「はかり」を「諮って」に、「決める」を「決定する」に改める。

第137条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を削る。

第138条を次のように改める。

（決定の通知）

第138条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第145条ただし書中「はかつて定める」を「諮って定める」に改める。

第146条第2項中「第49条（秘密の保持）第2項」を「第49条第2項」に、「第110条（秘密の保持）第2項」を「第110条第2項」に改める。

第147条中「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項」を「第37条第3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（代理弁明）

第147条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第9章中第155条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第154条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用す

る方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定による方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第64条、第83条の2、第128条第1項及び第129条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第154条の3 この規則の規定（第27条第1項（第72条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第155条中「はかつて決める」を「諮って決定する」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議員提出議案第2号

池田市議会会議規則の一部を改正する規則(案)対照表

改 正 前	改 正 後
目次	目次
第1章 会議	第1章 会議
第1節 総則 (第1条～第13条)	第1節 総則 (第1条—第13条)
第2節 議案の提出及び動議 (第14条～第19条)	第2節 議案の提出及び動議 (第14条—第19条)
第3節 議事日程 (第20条～第23条)	第3節 議事日程 (第20条—第23条)
第4節 選挙 (第24条～第33条)	第4節 選挙 (第24条—第33条)
第5節 議事 (第34条～第47条)	第5節 議事 (第34条—第47条)
第6節 秘密会 (第48条～第49条)	第6節 秘密会 (第48条・第49条)
第7節 発言 (第50条～第64条)	第7節 発言 (第50条—第64条)
第8節 表決 (第65条～第75条)	第8節 表決 (第65条—第75条)
第9節 <u>公聴会、参考人 (第76条～第82条)</u>	第9節 <u>公聴会及び参考人 (第76条—第82条)</u>
第10節 会議録 (第83条～第87条)	第10節 会議録 (第83条—第87条)
第2章 委員会	第2章 委員会
第1節 総則 (第88条～第92条)	第1節 総則 (第88条—第92条)
第2節 審査 (第93条～第108条)	第2節 審査 (第93条—第108条)
第3節 (略)	第3節 (略)
第4節 発言 (第111条～第119条)	第4節 発言 (第111条—第119条)

改 正 前	改 正 後
<p>第5節 表決 (第120条～第126条)</p> <p>第3章 請願 (第127条～第133条)</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定 (第134条～第138条)</p> <p>第5章 規律 (第139条～第145条)</p> <p>第6章 懲罰 (第146条～第152条)</p> <p>第7章・第8章 (略)</p> <p>第9章 補則 (第155条)</p> <p>附則</p> <p> 第1章 会議</p> <p> 第1節 総則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p> (議席)</p> <p>第3条 (略)</p> <p> 2 (略)</p> <p> 3 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議にはかり議席を変更することができる。</u></p> <p> 4 (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p> (会議時間)</p>	<p>第5節 表決 (第120条—第126条)</p> <p>第3章 請願 (第127条—第133条)</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定 (第134条—第138条)</p> <p>第5章 規律 (第139条—第145条)</p> <p>第6章 懲罰 (第146条—第152条)</p> <p>第7章・第8章 (略)</p> <p>第9章 補則 (第154条の2—第155条)</p> <p>附則</p> <p> 第1章 会議</p> <p> 第1節 総則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p> (議席)</p> <p>第3条 (略)</p> <p> 2 (略)</p> <p> 3 議長は、必要があると認めるときは、<u>討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。</u></p> <p> 4 (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p> (会議時間)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第9条 会議時間は、おおむね午前10時から午後5時までとする。<u>ただし、議長が、必要と認めたとき又は議会の議決によりこれを変更することができる。</u></p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>第10条～第13条 (略)</p> <p>第2節 議案の提出及び動議 (議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p>	<p>第9条 会議時間は、おおむね午前10時から午後5時までとする。</p> <p><u>2</u> 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決定する。</u></p> <p><u>3</u> 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、<u>会議時間を変更することができる。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>第10条～第13条 (略)</p> <p>第2節 議案の提出及び動議 (議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>3 (略)</p> <p>(一事不再議)</p> <p>第15条 <u>法令に定めがある場合のほか、</u>議会で議決された事件については、<u>同一会期中再び提出することができない。</u></p> <p>第16条 (略)</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を<u>そなえ</u>、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、あらかじめ議長に提出しなければならない。</p> <p>(先決動議の表決順序)</p> <p>第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を<u>決める</u>。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>はかつて決める</u>。</p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の承認を要する</u>。</p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、</p>	<p>3 (略)</p> <p>(一事不再議)</p> <p>第15条 議会で議決された事件については、<u>同一会期中は、再び提出することができない。</u></p> <p>第16条 (略)</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を<u>備え</u>、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、あらかじめ議長に提出しなければならない。</p> <p>(先決動議の表決順序)</p> <p>第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を<u>決定する</u>。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮って決定する</u>。</p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、</p>

改 正 前	改 正 後
<p>提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。</p> <p>第3節 議事日程</p> <p><u>(議事日程の配布)</u></p> <p>第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序を記載した議事日程を定め、開議までに議員に配布しなければならない。ただし、<u>急施を要する場合は</u>、この限りでない。</p> <p><u>(議事日程の変更又は追加)</u></p> <p>第21条 議長が必要と認めたとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかり、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p> <p>第22条 (略)</p> <p><u>(日程の終了及び延会)</u></p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて延会することができる。</p> <p>第4節 選挙</p>	<p>提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。</p> <p>第3節 議事日程</p> <p><u>(議事日程の作成及び配布)</u></p> <p>第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序を記載した議事日程を定め、開議までに議員に配布しなければならない。ただし、<u>やむを得ないときは</u>、この限りでない。</p> <p><u>(議事日程の順序変更又は追加)</u></p> <p>第21条 議長が必要と認めたとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p> <p>第22条 (略)</p> <p><u>(議事日程の終了及び延会)</u></p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。</p> <p>第4節 選挙</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第24条・第25条 (略)</p> <p>(議場の出入口閉鎖)</p> <p>第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条<u>(選挙の宣告)</u>の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p> <p>第27条 (略)</p> <p>(投票)</p> <p>第28条 議員は、<u>職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に入する。</u></p> <p>(投票箱の閉鎖)</p> <p>第29条 議長は、投票が終わったときは、投票漏れの有無を確かめ、投票箱の閉鎖を宣告する。<u>その宣告があった後は、投票することができない。</u></p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聞いて</u>議長が決定する。</p> <p>第31条 (略)</p>	<p>第24条・第25条 (略)</p> <p>(議場の出入口閉鎖)</p> <p>第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p> <p>第27条 (略)</p> <p>(投票)</p> <p>第28条 議員は、<u>議長の指示に従って、順次、投票する。</u></p> <p>(投票箱の閉鎖)</p> <p>第29条 議長は、投票が終わったときは、投票漏れの有無を確かめ、投票箱の閉鎖を宣告する。</p> <p><u>2 前項の宣告があった後は、投票することができない。</u></p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聴いて</u>議長が決定する。</p> <p><u>4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>第31条 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(選挙に関する疑義)</p> <p>第32条 選挙に関する疑義は、議長が会議にはかつて決める。</p> <p>第33条 (略)</p> <p>第5節 議事</p> <p>第34条 (略)</p> <p>(一括議題)</p> <p>第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、第129条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いなくて会議にはかつて省略することができる。</p>	<p>(選挙に関する疑義)</p> <p>第32条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決定する。</p> <p>第33条 (略)</p> <p>第5節 議事</p> <p>第34条 (略)</p> <p>(一括議題)</p> <p>第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決定する。</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、第129条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第38条 委員会に付託した事件は、その審査終了を<u>ま</u>って議題とする。</p> <p><u>(委員長及び少数意見者の報告)</u></p> <p>第39条 委員会の審査又は調査した事件が議題となったときは、まず委員長がその経過及び結果を報告し、<u>ついで</u>少数意見者が少数意見の報告をする。</p> <p>2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が<u>決める</u>。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第40条～第43条 (略)</p> <p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 前項の期限までに審査又は調査を<u>終わることができない</u>ときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。</p> <p>3 前2項の期限までに<u>審査を終らなかつた</u>ときは、その事件は、第38条<u>(付託事件を議題とする時期)</u>の規定にかかわらず、議会において審議することができる。</p> <p>(委員会の中間報告)</p> <p>第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要がある<u>ときは</u>、中間報告を求めることができる。</p>	<p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第38条 委員会に付託した事件は、その審査終了を<u>待</u>って議題とする。</p> <p><u>(委員長及び少数意見の報告)</u></p> <p>第39条 委員会の審査又は調査した事件が議題となったときは、まず委員長がその経過及び結果を報告し、<u>次いで</u>少数意見者が少数意見の報告をする。</p> <p>2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が<u>決定する</u>。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第40条～第43条 (略)</p> <p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 前項の期限までに審査又は調査を<u>終わらなかつた</u>ときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。</p> <p>3 前2項の期限までに<u>審査又は調査を終らなかつた</u>ときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。</p> <p>(委員会の中間報告)</p> <p>第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると<u>認めるときは</u>、中間報告を求めることができる。</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると<u>認める</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>第46条・第47条 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第48条・第49条 (略)</p> <p>第7節 発言</p> <p>第50条～第55条 (略)</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 議長の定めた時間の制限につき、出席議員の2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い<u>ないで会議にはかつて決める。</u></p> <p>第57条・第58条 (略)</p> <p>(質疑又は討論の省略又は終結)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 質疑又は討論終結の動議若しくは質疑又は討論省略の動議については、議長は、討論を用い<u>ないで会議にはかつて決める。</u></p> <p>第60条～第62条 (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第63条 質問については、第55条<u>(質疑の回数)</u>の規定を準用する。</p>	<p><u>ときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。</u></p> <p>第46条・第47条 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第48条・第49条 (略)</p> <p>第7節 発言</p> <p>第50条～第55条 (略)</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 議長の定めた時間の制限につき、出席議員の2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い<u>ないで会議に諮って決定する。</u></p> <p>第57条・第58条 (略)</p> <p>(質疑又は討論の省略又は終結)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 質疑又は討論終結の動議若しくは質疑又は討論省略の動議については、議長は、討論を用い<u>ないで会議に諮って決定する。</u></p> <p>第60条～第62条 (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第63条 質問については、第55条<u>及び第59条</u>の規定を準用する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(答弁書の配布)</p> <p>第64条 執行機関等が<u>質問</u>に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その<u>写</u>を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に<u>かえる</u>ことができる。</p> <p>第8節 表決</p> <p>(表決問題の宣告)</p> <p>第65条 議長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。</p> <p>第66条・第67条 (略)</p> <p>(起立による表決)</p> <p>第68条 議長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とするものを起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、無記名投票で表決を<u>とらなければ</u>ならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第69条 議長が必要と認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。</p> <p>2 前項の場合において、同時に記名投票と無記名投票の要求があったとき</p>	<p>(答弁書の配布)</p> <p>第64条 執行機関等が<u>質疑及び質問</u>に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その<u>写し</u>を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に<u>代える</u>ことができる。</p> <p>第8節 表決</p> <p>(表決問題の宣告)</p> <p>第65条 議長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。</p> <p>第66条・第67条 (略)</p> <p>(起立による表決)</p> <p>第68条 議長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とするものを起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、無記名投票で表決を<u>採らなければ</u>ならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第69条 議長が必要と認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。</p> <p>2 前項の場合において、同時に記名投票と無記名投票の要求があったとき</p>

改 正 前	改 正 後
<p>は、議長は、無記名投票で表決の方法を<u>決める</u>。</p> <p>第70条・第71条 (略)</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第72条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第26条(議場の出入口閉鎖)</u>、<u>第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)</u>、<u>第28条(投票)</u>、<u>第29条(投票箱の閉鎖)</u>、<u>第30条(開票及び投票の効力)</u>、<u>第31条(選挙結果の報告)第1項</u>、<u>第32条(選挙に関する疑義)</u>及び<u>第33条(選挙関係書類の保存)</u>の規定を準用する。</p> <p>第73条 (略)</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第74条 議長は、問題について異議の有無を会議に<u>はかる</u>ことができる。</p> <p>2 <u>異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。</u></p> <p>(表決の順序)</p> <p>第75条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>とらなければならない</u>。</p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>と</u></p>	<p>は、議長は、無記名投票で表決の方法を<u>決定する</u>。</p> <p>第70条・第71条 (略)</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第72条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第26条から第29条まで</u>、<u>第30条第1項から第3項まで</u>、<u>第31条第1項</u>、第32条及び第33条の規定を準用する。</p> <p>第73条 (略)</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第74条 議長は、問題について異議の有無を会議に<u>諮る</u>ことができる。</p> <p>2 <u>議長は、問題について異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。</u></p> <p>(表決の順序)</p> <p>第75条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>採らなければならない</u>。</p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>る。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い<u>ない</u>で会議には<u>か</u>って決める。</p> <p>3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を<u>と</u>る。</p> <p style="text-align: center;">第 9 節 公聴会、参考人</p> <p>第 7 6 条～第 8 1 条 (略)</p> <p>(参考人)</p> <p>第 8 2 条 (略)</p> <p>2 参考人については、第 7 9 条 <u>(公述人の発言)</u> から前条 <u>(代理人又は文書による意見の陳述)</u> までの規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">第 1 0 節 会議録</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第 8 3 条 <u>会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>2 議事は、<u>録音機</u>によって録音する。</p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第 8 4 条 <u>会議録には、秘密会の議事又は議長が取消しを命じた発言及び次条(発言の取消し又は訂正)</u>の規定により取り消した発言は、掲載しない。</p>	<p>る。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮</u>って決定する。</p> <p>3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を<u>採</u>る。</p> <p style="text-align: center;">第 9 節 公聴会及び参考人</p> <p>第 7 6 条～第 8 1 条 (略)</p> <p>(参考人)</p> <p>第 8 2 条 (略)</p> <p>2 参考人については、第 7 9 条から前条までの規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">第 1 0 節 会議録</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第 8 3 条 <u>会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>2 議事は、<u>録音その他の議長が適当と認める方法によって記録する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(会議録の配布)</u></p> <p><u>第 8 3 条の 2 会議録は、議員及び関係者に配布する。</u></p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第 8 4 条 <u>前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び次条の規定により取り消した発言は、掲載しない。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>第85条 (略)</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第86条 会議録に署名する議員 <u>(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)</u> は、2人とし、議長が会議において指名する。</p> <p>第87条 (略)</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第88条～第92条 (略)</p> <p>第2節 審査</p> <p>第93条 (略)</p> <p>(一括議題)</p> <p>第94条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、<u>討論を用い</u>ないで会議にはかかって決める。</p> <p>第95条・第96条 (略)</p> <p>(先決動議の表決順序)</p> <p>第97条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を<u>決める</u>。ただし、出席委員から異議があるとき</p>	<p>第85条 (略)</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第86条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。</p> <p>第87条 (略)</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第88条～第92条 (略)</p> <p>第2節 審査</p> <p>第93条 (略)</p> <p>(一括議題)</p> <p>第94条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、<u>討論を用い</u>ないで会議に<u>諮</u>って決定する。</p> <p>第95条・第96条 (略)</p> <p>(先決動議の表決順序)</p> <p>第97条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を<u>決定</u>する。ただし、出席委員から異議があると</p>

改 正 前	改 正 後
<p>は、討論を用いないで会議には<u>か</u>って決める。</p> <p>(動議の撤回)</p> <p>第98条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>承認を要する</u>。</p> <p>第99条～第108条 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第109条・第110条 (略)</p> <p>第4節 発言</p> <p>第111条～第113条 (略)</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第114条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を<u>聞く</u>ことができる。</p> <p>2 委員会は、<u>委員でない議員</u>から発言の申し出があったときは、その許否を<u>決める</u>。</p> <p>第115条・第116条 (略)</p> <p>(質疑又は討論の省略又は終結)</p> <p>第117条 (略)</p>	<p>きは、討論を用いないで会議に<u>諮</u>って決定する。</p> <p>(動議の撤回)</p> <p>第98条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>許可を得なければならない</u>。<u>ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない</u>。</p> <p>第99条～第108条 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第109条・第110条 (略)</p> <p>第4節 発言</p> <p>第111条～第113条 (略)</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第114条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員 (<u>以下この条において「委員外議員」という。</u>) に対し、その出席を求めて説明又は意見を<u>聴く</u>ことができる。</p> <p>2 委員会は、<u>委員外議員</u>から発言の申し出があったときは、その許否を<u>決定する</u>。</p> <p>第115条・第116条 (略)</p> <p>(質疑又は討論の省略又は終結)</p> <p>第117条 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2・3 (略)</p> <p>4 質疑又は討論終結の動議若しくは質疑又は討論省略の動議については、委員長は、討論を用いないで会議には<u>か</u>って決める。</p> <p>第118条・第119条 (略)</p> <p>第5節 表決 (表決問題の宣告)</p> <p>第120条 委員長は、表決を<u>と</u>ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。</p> <p>第121条・第122条 (略) (挙手による表決)</p> <p>第123条 委員長が表決を<u>と</u>ろうとするときは、問題を可とするものを挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>第124条 (略) (簡易表決)</p> <p>第125条 委員長は、問題について異議の有無を会議には<u>か</u>ることができる。</p> <p>2 <u>異議がない</u>と認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対し、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手の方法で表決を<u>と</u>らなければならない。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 質疑又は討論終結の動議若しくは質疑又は討論省略の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に<u>諮</u>って決定する。</p> <p>第118条・第119条 (略)</p> <p>第5節 表決 (表決問題の宣告)</p> <p>第120条 委員長は、表決を<u>採</u>ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>第121条・第122条 (略) (挙手による表決)</p> <p>第123条 <u>委員長は、表決を採</u>ろうとするときは、問題を可とするものを挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>第124条 (略) (簡易表決)</p> <p>第125条 委員長は、問題について異議の有無を会議に<u>諮</u>ることができる。</p> <p>2 <u>前項の場合において、異議がない</u>と認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対し、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手の方法で表決を<u>採</u>らなければならない。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(表決の順序)</p> <p>第126条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、<u>討論を用い</u>ないで会議にはか<u>って</u>決める。</p> <p>2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。</p> <p>第3章 請願</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第127条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>法人の</u>名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(表決の順序)</p> <p>第126条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を定める。<u>この場合において、その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。</u>ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、<u>討論を用い</u>ないで会議に<u>諮</u>って決定する。</p> <p>2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を<u>採</u>る。</p> <p>第3章 請願</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第127条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印を<u>して、議長に提出</u>しなければならない。</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日<u>並びに法</u>人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印を<u>して、議長に提</u>出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>6 <u>議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後において</u>は議会の許可を得なければならない。ただし、<u>会議の議題となる前にお</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(請願文書表)</p> <p>第128条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 請願者数人連書のものは、<u>ほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、ほか何件と記載する。</u></p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第129条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。<u>ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>(委員会の審査報告)</p> <p>第131条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により<u>意見を付け、議長に報告しなければならない。</u></p>	<p><u>いては、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>(請願文書表)</p> <p>第128条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 請願者数人連書のものは、<u>請願者氏名ほか何人と、同一議員の紹介による数件の同一内容のものは、請願者氏名ほか何件と記載する。</u></p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第129条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。<u>ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u></p> <p><u>2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第130条 (略)</p> <p><u>2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。</u></p> <p>(委員会の審査報告)</p> <p>第131条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>第132条 (略) (陳情書の処理)</p> <p>第133条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、<u>その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。</u></p> <p>第4章 辞職及び資格の決定 (議長及び副議長の辞職)</p> <p>第134条 (略)</p> <p>2 前項の辞表は、議会に報告し、<u>討論を用いないで会議にはかり、その許否を決める。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第135条・第136条 (略) (資格決定の審査)</p> <p>第137条 前条の要求については、議会は、第37条<u>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</u>第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。 <u>(決定書の交付)</u></p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u></p> <p>第132条 (略) (陳情書の処理)</p> <p>第133条 議長は、陳情書又はこれに類するもので<u>議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。</u></p> <p>第4章 辞職及び資格の決定 (議長及び副議長の辞職)</p> <p>第134条 (略)</p> <p>2 前項の辞表は、議会に報告し、<u>討論を用いないで会議に諮って、その許否を決定する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第135条・第136条 (略) (資格決定の審査)</p> <p>第137条 前条の要求については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。 <u>(決定の通知)</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>第138条 <u>議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を、決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</u></p> <p>第5章 規律</p> <p>第139条～第144条 (略)</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第145条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、<u>討論を用いないで会議にはかつて決める。</u></p> <p>第6章 懲罰</p> <p>(懲罰動議の提出)</p> <p>第146条 (略)</p> <p>2 懲罰の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、<u>第49条(秘密の保持)第2項又は第110条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。</u></p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第147条 懲罰については、議会は、<u>第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。</u></p>	<p>第138条 <u>前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>第5章 規律</p> <p>第139条～第144条 (略)</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第145条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、<u>討論を用いないで会議に諮って定める。</u></p> <p>第6章 懲罰</p> <p>(懲罰動議の提出)</p> <p>第146条 (略)</p> <p>2 懲罰の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、<u>第49条第2項又は第110条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。</u></p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第147条 懲罰については、議会は、<u>第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>第148条～第152条 (略)</p> <p>第7章 (略)</p> <p>第153条 (略)</p> <p>第8章 (略)</p> <p>第154条 (略)</p> <p>第9章 補則</p>	<p><u>(代理弁明)</u></p> <p><u>第147条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</u></p> <p>第148条～第152条 (略)</p> <p>第7章 (略)</p> <p>第153条 (略)</p> <p>第8章 (略)</p> <p>第154条 (略)</p> <p>第9章 補則</p> <p><u>(電子情報処理組織による通知等)</u></p> <p><u>第154条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使</u></p>

改 正 前	改 正 後
	<p>用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。</p> <p>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</p> <p>3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定による方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</p> <p>4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条、第64条、第83条の2、第128条第1項及び第129条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に</p>

改 正 前	改 正 後
	<p><u>記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいづれか早い時) に当該者に到達したものとみなす。</u></p> <p>5 <u>議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p> <p>6 <u>議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。</u> <u>この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第155条 この規則の疑義は、議長が決するところによる。ただし、異議があるときは、<u>会議にはかつて決める。</u></p> <p>別表 (略)</p>	<p><u>(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。</u></p> <p><u>(電磁的記録による作成等)</u></p> <p><u>第154条の3 この規則の規定(第27条第1項(第72条において準用される場合を含む。))を除く。))において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u></p> <p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第155条 この規則の疑義は、議長が決するところによる。ただし、異議があるときは、<u>会議に諮って決定する。</u></p> <p>別表 (略)</p>